

秋田県地球温暖化対策推進条例 計画書制度の概要

令和6年4月

秋田県 生活環境部 温暖化対策課

事業活動で排出される
温室効果ガスを抑えるため
「抑制計画」を立てる

報告書

抑制計画

計画を「提出」
&
実績を「報告」

事業者からの報告を基に
各社の排出状況を取りまとめ
県が「公表」

美の国
あきた
ネット
秋田県公式サイト

計画書
&
報告書

特定事業者など

秋田県

目次

・ 秋田県地球温暖化対策推進条例と条例計画書制度の関係	・・・	P1
・ 秋田県の「条例計画書制度」とは？	・・・	P2
・ 【参考】県条例・省エネ法・温対法の比較	・・・	P3
・ 特定事業者の要件	・・・	P4
・ 【参考】エネルギー使用量を原油換算する方法	・・・	P4
・ 条例計画書制度における特定事業者(事業所関係)の考え方	・・・	P5
・ 条例計画書制度における特定事業者(自動車運送事業者)の考え方	・・・	P6
・ 排出抑制の対象となる温室効果ガスの種類	・・・	P7
・ 温室効果ガスの算定の流れ	・・・	P7
・ 【参考】計画書の提出例	・・・	P8
・ 計画書と報告書の基本構成	・・・	P9
・ 【参考】提出年度が計画期間内の場合	・・・	P10
・ 【参考】提出年度が計画の目標年度の翌年度の場合	・・・	P11
・ 計画書の変更、廃止等について	・・・	P12
・ 計画書・報告書の概要の公表等について	・・・	P13
・ 【参考】『あきたゼロカーボンアクション宣言』について	・・・	P13

秋田県地球温暖化対策推進条例と条例計画書制度の関係

年	国内外の動き	秋田県の動き
1992	国連「気候変動枠組条約」が採択	
1997	京都議定書が採択	
1998	地球温暖化対策推進法が成立	
1999		「温暖化対策 美の国あきた計画」策定
2007		「ストップ・ザ・温暖化あきた県民会議」設置
2011		「秋田県地球温暖化対策推進条例」制定 「秋田県地球温暖化対策推進計画」策定
2015	COP21で「パリ協定」採択	
2016	「地球温暖化対策計画」策定 ※2013比で2030の温室効果ガス▲26%削減	
2017		「第2次秋田県地球温暖化対策推進計画」策定 ※2013比で2030の温室効果ガス▲26%削減
2020	「2050カーボンニュートラル」表明	
2021	地球温暖化対策推進法を改正 「地球温暖化対策計画」を改定 ※2013比で2030の温室効果ガス▲46%削減	
2022		「新秋田元気創造プラン」策定 「第2次秋田県地球温暖化対策推進計画」改定 ※2013比で2030の温室効果ガス▲54%削減

自然豊かな県土を次世代に
引き継ぐには、県民総参加で
地球温暖化対策に取り組んでいく
必要がある
↓
地球温暖化対策に関し必要な
事項を定めた条例を制定！

条例のポイント

- ① 県・県民・事業者の役割責任を明確化
※事業者：温室効果ガスの排出の抑制等のための措置を自主的かつ積極的に講ずるよう努める
- ② 温暖化対策の基本的枠組みの明確化
温暖化対策を確実に推進するため、知事が地球温暖化対策推進計画を策定することを定めた
- ③ 秋田県の特性を踏まえた温暖化対策の推進
風力や地熱、森林資源など、秋田の特性を踏まえた地球温暖化対策を推進することを定めた
- ④ 事業者等からの排出量に関する計画・報告
事業者等の自主的な省エネ対策の促進を図るため、温室効果ガスを一定以上排出する事業者等に、排出量削減に関する計画書や報告書の作成・提出を義務づけ。

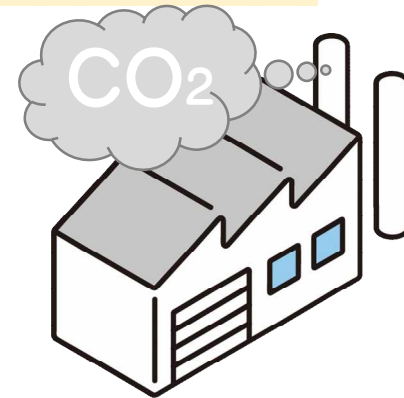
条例計画制度

「条例計画制度」の詳細については次ページで解説

秋田県の「条例計画書制度」とは？

- 秋田県では、地球温暖化対策推進条例において、事業活動に伴い相当程度多い温室効果ガスを排出する者を、「**特定事業者**（※）」と位置づけています。

※ ここでの特定事業者は「**県条例における特定事業者**」であり、省エネ法における特定事業者と必ずしもイコールではありません（県条例における特定事業者の考え方については、4～6ページで解説します）。



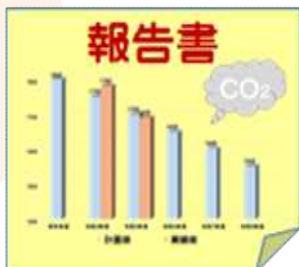
- 特定事業者は、温室効果ガス排出量の抑制目標や目標を達成するための取組方法等を記載した「**温室効果ガス排出抑制計画書**」を作成して県に提出しなければならないと条例で定めています（第9条）。



次の内容を、**事業者が任意で設定**します。

- ・**計画期間**（単年以上、5年以内）
- ・**抑制目標**（総排出量ベースでの設定が基本ですが、原単位ベースでの設定も可）

- また、温室効果ガス排出抑制計画書の計画期間内は、毎年「**温室効果ガス排出量等報告書**」を作成して、県に提出しなければならないと条例で定めています（第10条）。



提出する年度の**前年度の実績を報告**します（例：令和6年度提出＝令和5年度実績）。
なお、**提出期限は 毎年7月末日**です。

【参考】県条例・省エネ法・温対法の比較

	県条例	省エネ法	温対法
エネルギー使用状況の届出(特定事業者等の指定)	規定なし	○ (規定あり)	規定なし
エネルギー管理者等の選任、届出	規定なし	○ (規定あり)	規定なし
報告書等対象の判定基準	エネルギー使用量	エネルギー使用量	従業員数及び温室効果ガスの排出量
対象となる温室効果ガスの種類	① エネルギー起源CO ₂ ② 6.5ガス(※) ・非エネルギー起源CO ₂ ・メタン ・一酸化二窒素 ・ハイドロフルオロカーボン ・パーフルオロカーボン ・六ふっ化硫黄 ・三ふっ化窒素 (※6.5ガスは、各種類ごとに排出量がCO ₂ 換算で100t(トン)に満たない場合、算入しないことも可能)	エネルギー起源CO ₂	① エネルギー起源CO ₂ ② 6.5ガス ・非エネルギー起源CO ₂ ・メタン ・一酸化二窒素 ・ハイドロフルオロカーボン ・パーフルオロカーボン ・六ふっ化硫黄 ・三ふっ化窒素
排出量の抑制目標	規定なし	○ (年平均1%以上の原単位の低減等)	規定なし
計画書・報告書の作成・提出	計画書及び報告書	計画書及び報告書	報告書

特定事業者の要件（次の①か②に該当する事業者）

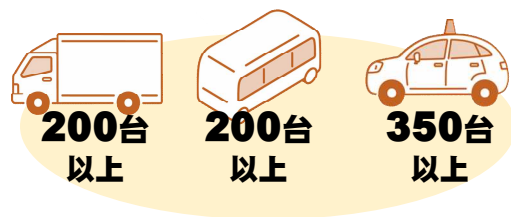
① 事業所関係

県内に設置している全ての事業所（工場、店舗、営業所など）に係る**前年度のエネルギー使用量の合計が原油換算で年間1,500kL以上**の事業者（フランチャイズチェーンは、加盟している県内全事業所の合計）

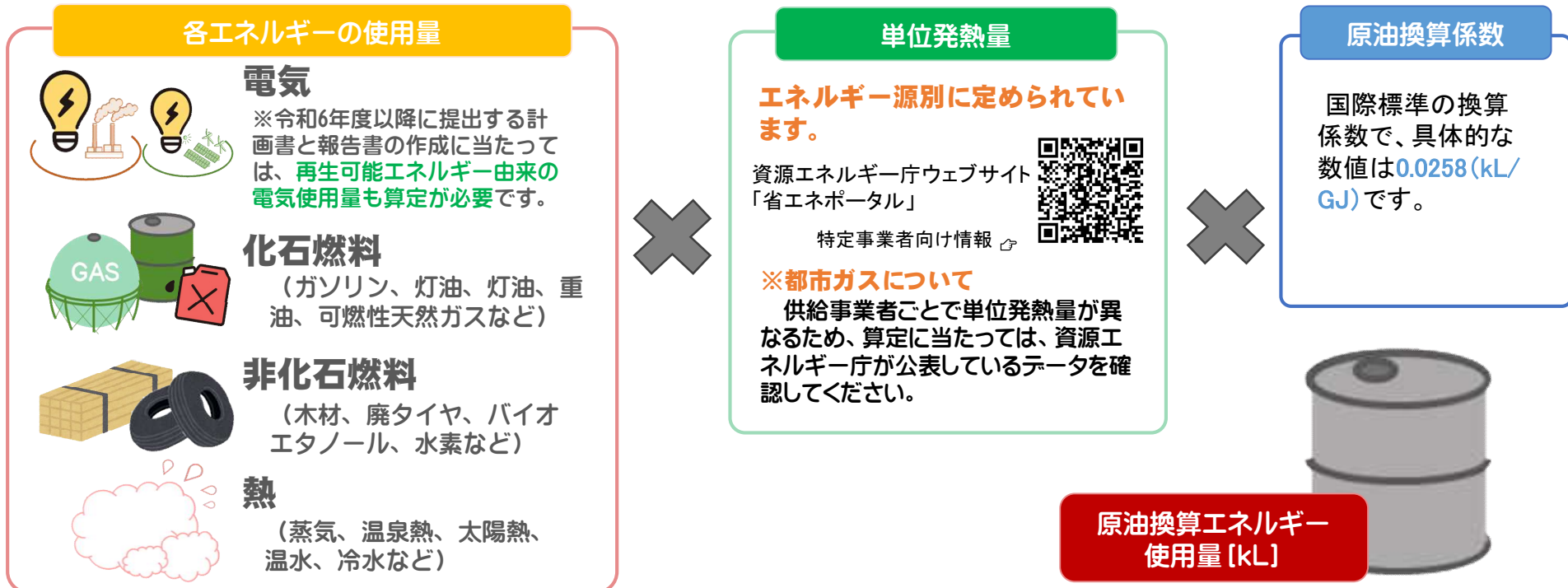


② 自動車運送事業者

前年度末日時点で使用の本拠の位置を県内に登録している自動車の台数が、**トラック（被けん引車除く）とバスは200台以上、タクシーは350台以上**の自動車運送事業者。



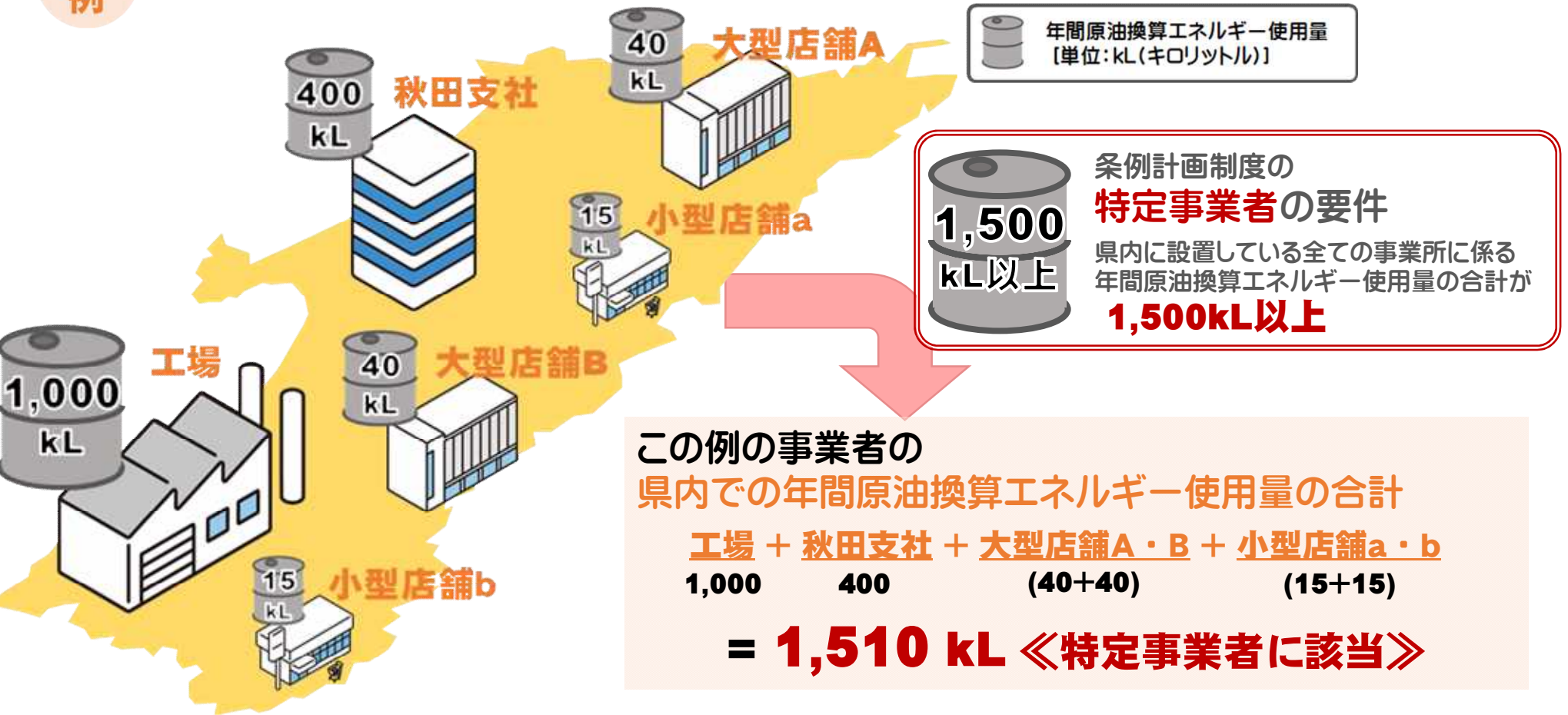
【参考】エネルギー使用量を原油換算する方法



条例計画書制度における特定事業者(事業所関係)の考え方

参考
例

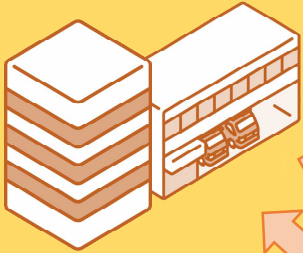
県内外に工場・事業所等を設置している事業者(全国での年間原油換算エネルギー使用量:3, 120kL)



条例計画書制度における特定事業者(自動車運送事業者)の考え方

自動車運送事業者が使用の本拠の位置を県内に登録する自動車の台数(前年度末日時点)が、次の①から③のいずれかに該当する場合

県内の拠点 (使用の本拠としての登録先)



登錄

登録

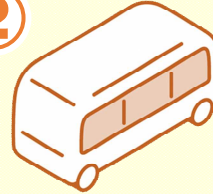
登録



200台以上

トラック

(貨物自動車運送事業法第2条第2項に規定する一般貨物自動車運送事業の用に供する自動車(被けん引車を除く))



200台以上

バス

(道路運送法第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業又は同号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業の用に供する自動車)

③



350台以上

タクシー

(道路運送法第3条第1号/ハに規定する一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する自動車)

《特定事業者に該当》

県外に使用の本拠の位置
を登録している台数は
本制度の対象外

県外の拠点 (使用の本拠としての登録先)

登録

登録

登録

各種類ごとに排出量がCO₂換算で100t(トン)に満たない場合、温室効果ガス排出量の算定に含めなくてもよいとしています。

排出抑制の対象となる温室効果ガスの種類

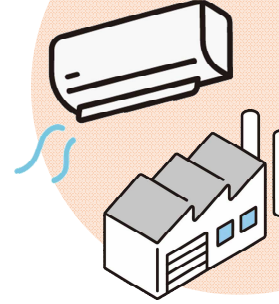
本制度で排出抑制の対象となる温室効果ガスは次の①と②です。

① エネルギー起源CO₂



- ・電気
- ・熱(蒸気、温水、冷水)
- ・化石燃料(ガソリン、軽油、灯油、都市ガス、LPGなど)
- ・非化石燃料(廃油、廃プラスチックなど)

② 6.5ガス



- ・非エネルギー起源CO₂
- ・メタン
- ・一酸化二窒素
- ・ハイドロフルオロカーボン
- ・パーフルオロカーボン
- ・六ふっ化硫黄
- ・三ふっ化窒素

温室効果ガスの算定の流れ

特定事業者①

(工場・事業所等の設置者)



① 県内すべての工場・事業所等のエネルギー使用量(※)を把握する

(※ 事務所等の敷地外で使用するエネルギー(社用車のガソリン、工事現場で使用了燃料や電気等)は算定対象外です。)

② 把握したエネルギー使用量を基に、排出係数(環境省公表)を用いてCO₂換算の排出量を計算

③ 6.5ガスを相当排出している場合は、排出係数を用いてCO₂換算の排出量を計算

④ ②と③で算定したCO₂換算の排出量を合計

特定事業者②

(自動車運送事業者)



① 年度末日で県内に登録している対象車両の台数を把握

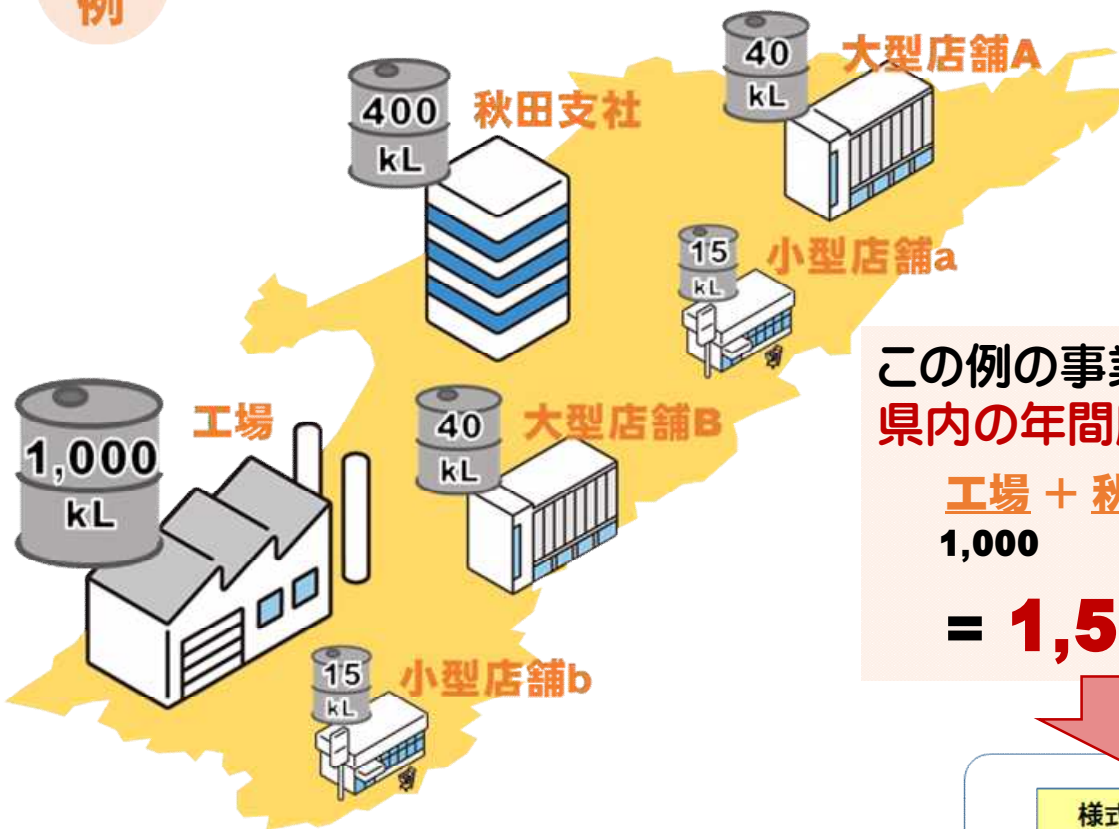
② 車両のエネルギー使用量を基に、排出係数(環境省公表)を用いてCO₂換算の排出量を計算

(営業所、事務所、配送所等で使用した電気や燃料等は算定対象外です。)

【参考】計画書の提出例

参考
例

県内外に工場・事業所等を設置している事業者(全国での年間原油換算エネルギー使用量:3,120kL)



年間原油換算エネルギー使用量
[単位:kL(キロリットル)]

この例の事業者の
県内の年間原油換算エネルギー使用量の合計

$$\text{工場} + \text{秋田支社} + \text{大型店舗A・B} + \text{小型店舗a・b}$$
$$1,000 \quad 400 \quad (40+40) \quad (15+15)$$

= 1,510 kL 《計画書の作成・提出が必要》

県内のエネルギー使用量の実績を基に計画書を作成

県外の事業所は
計画書に含めない



様式第1号
(計画書)
第1面
~第4面

+

(別紙1)
原油換算
エネルギー使
用量
算定表

(別紙2)
温室効果
ガス排出量
算定表



計画書と報告書の基本構成

1 事業者に提出いただく部数は、計画書、報告書ともに 1 部です。

● 計画書



様式第 1 号
(計画書)
第 1 面～第 4 面



基準年度分のみ添付
(別紙 1)
原油換算
エネルギー使用量
算定表

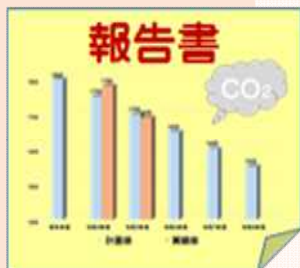
(別紙 2)
温室効果
ガス排出量
算定表(※)

(※)他者へ再生可能エネルギーを供給、
県内由来のカーボンプレジットを購入す
る場合などは、供給・購入等する量を削
減量として算定することが可能です。

次の内容を、**事業者が任意で設定**します。

- ・**計画期間**(単年以上、5年以内)
- ・**抑制目標**(総排出量ベースでの設定が基本ですが、原単位ベースでの設定も可)

● 報告書



様式第 2 号
(報告書)
第 1 面～第 4 面



報告対象年度分を添付
(別紙 1)
原油換算
エネルギー使用量
算定表

(別紙 2)
温室効果
ガス排出量
算定表(※)

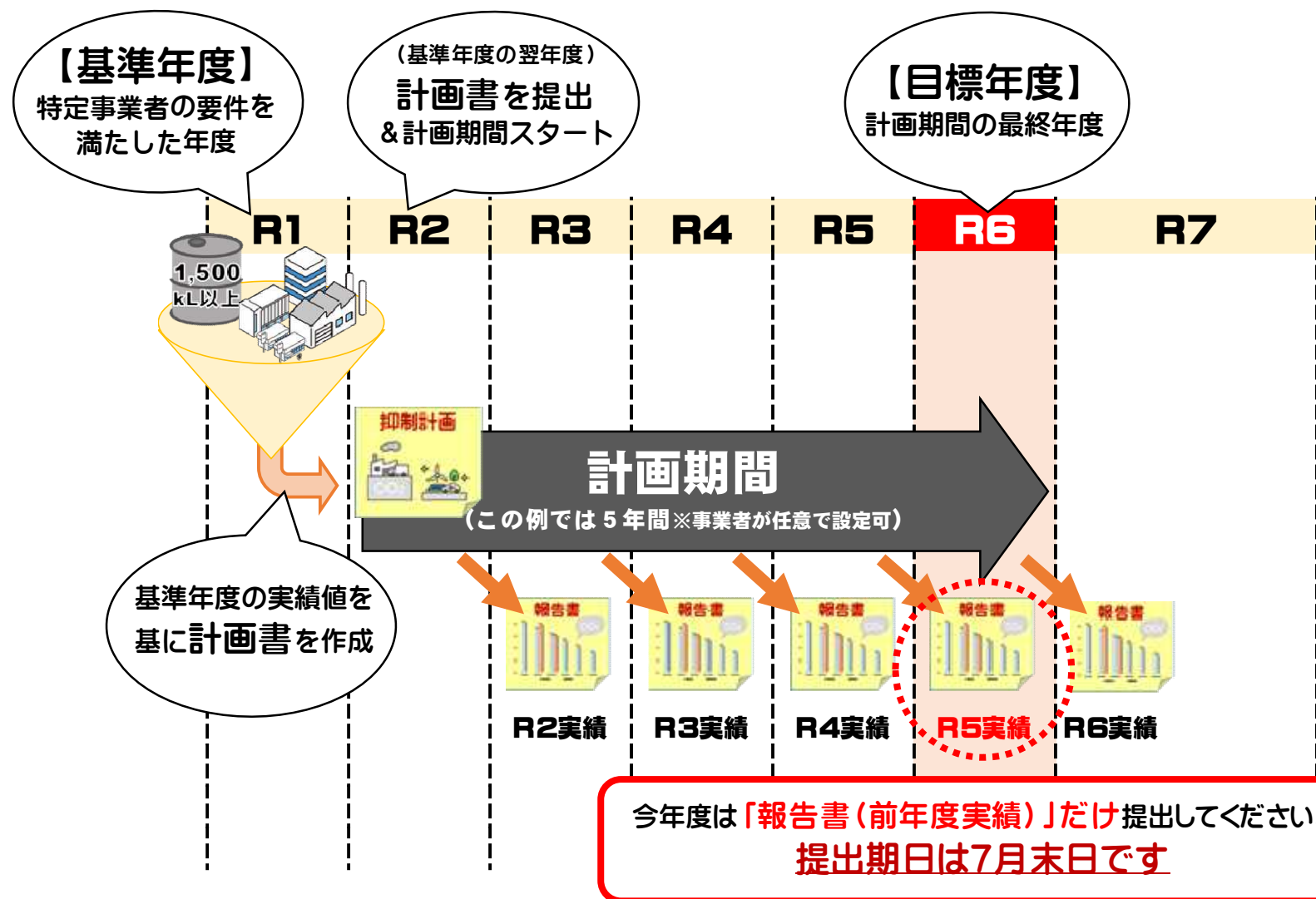
(※)他者へ再生可能エネルギーを供給、
県内由来のカーボンプレジットを購入し
た場合などは、供給・購入等した量を削
減量として算定することが可能です。

- ・計画期間内は、**毎年提出が必要**です。
- ・提出する年度の**前年度の実績を報告**します。
- ・提出期限は **7月末日** です。

【参考】提出年度が計画期間内の場合

参考
例

令和元年度を基準年度として、期間が5年間（令和2年～6年）の計画を作成した事業者の例

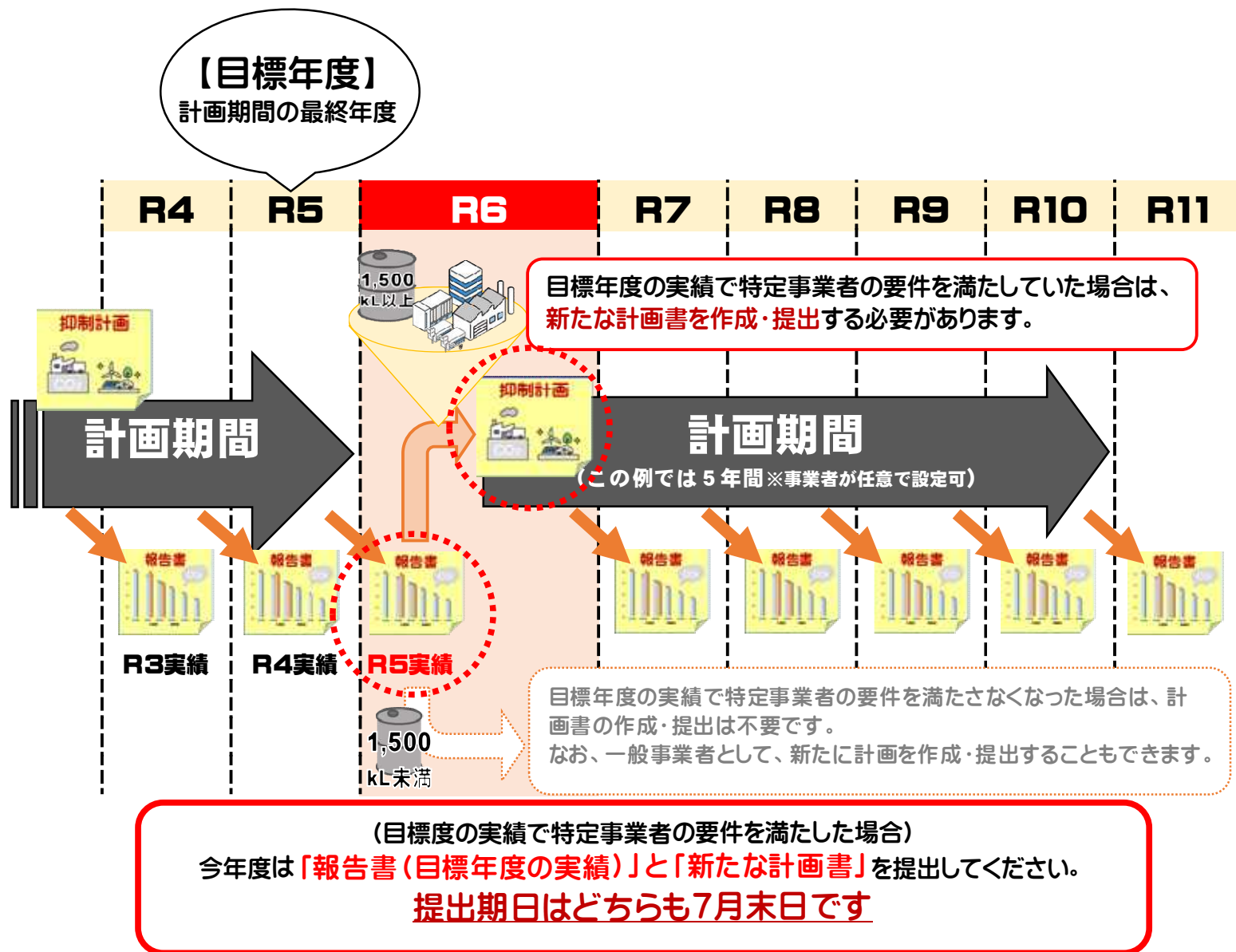


※ 計画期間中に特定事業者の要件を満たさない年があったとしても、原則、報告書の提出は必要です。

【参考】提出年度が計画の目標年度の翌年度の場合

参考
例

目標年度が令和5年度の計画を作成した事業者の例



計画書の変更、廃止等について

●計画の変更

計画書の内容を変更したとき（目標数値の変更や原単位に用いた指標の変更、目標数値に影響を与えるような取組の変更など）は、変更後の計画書を作成し、提出してください。

※ 事業者の代表者、名称や所在地に変更があった場合も同様です。

●計画の廃止

計画期間中に、特定事業者の要件を満たさなくなった場合であっても、原則(※)、**計画期間終了までは報告書を提出する必要があります。**

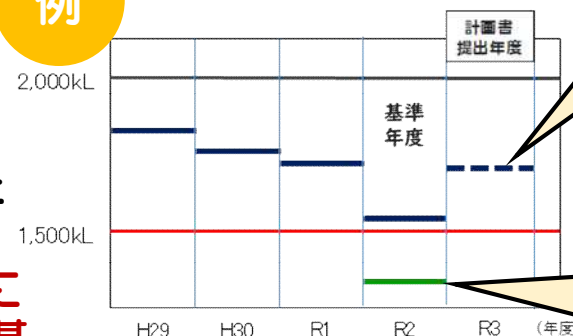
※ ただし、一部の事業所を廃止するなど、特別な事由により、計画期間終了までに特定事業者の要件を満たさないことが明らかな場合は、計画を廃止することができます（別途、県にご相談ください）。

●基準年度の取扱い（特例）

基準年度は、原則、計画初年度の**前年度**です。

※ ただし、基準年度において事業活動が著しく変動した場合等の**特別な事情がある場合**、前年度以外を基準年度とすることが合理的と認められるときは、**県との協議により前年度以外（過去3年間の平均値又は前々年度）を基準年度とすることができます。**

例



著しく変動（基準年度の変更には、事前に県との協議が必要です。）

著しく変動し、1,500kL未満となった場合は、特定事業者に該当しない。

計画書・報告書の概要の公表等について

- 県は、特定事業者から提出された計画書と報告書を取りまとめ、その**概要を公表**しています。

右記の二次元コードからアクセスできます。

🏠 県公式ウェブサイト「美の国あきたネット（コンテンツ番号23937）」で公開中



その他 (勧告等)

- 県は、計画書制度の施行に必要な限度において、事業者に必要な報告や資料の提出を求めたり、事務所等に立ち入りすることができる。
- 計画書や報告書を提出しないときや、虚偽の記載があったときは、勧告することができる。
- 勧告に従わないときは、その旨及び勧告の内容を公表することができる。

【参考】『あきたゼロカーボンアクション宣言』について

- 県では、2050カーボンニュートラルの実現を目指し、温室効果ガス排出量の抑制等に取り組んでいる県内の企業・団体に、自らの取り組みを宣言してもらい、その内容を県が公表する「**あきたゼロカーボンアクション宣言登録制度**」を実施しています。**ぜひご登録ください。**

制度詳細は右記の二次元コードからアクセスして確認できます。

🏠 県公式ウェブサイト「美の国あきたネット（コンテンツ番号71118）」で公開中



【問合せ先】

秋田県 生活環境部 温暖化対策課

調整・省エネルギーチーム

電話：018-860-1573 FAX：018-860-3881

E-mail：en-ondanka@pref.akita.lg.jp

Akita Prefecture
美の国あきたネット
秋田県公式サイト

秋田県地球温暖化対策推進条
例に係る計画書制度について
(コンテンツ番号：5793)

